

平成28年(㉮)第 23 号伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外 10 名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(11)の補充書 4

(債務者準備書面 17 第 3 に対する反論)

2017 年 1 月 19 日

松山地方裁判所 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦田伸夫

弁護士 東俊一

弁護士 高田義之

弁護士 今川正章

弁護士 中川創太

弁護士 中尾英二

弁護士 谷脇和仁

弁護士 山口剛史

弁護士 定者吉人

弁護士 足立修一

弁護士 端野真

弁護士 橋本貴司

弁護士 山本尚吾

弁護士 高丸雄介

弁護士 南拓人

弁護士 東翔

弁護士 河合弘之

弁護士 海渡雄一

弁護士 青木秀樹

弁護士 内山成樹

弁護士 只野靖

弁護士 甫守一樹

弁護士 中野宏典

弁護士 井戸謙一

弁護士 市川守弘

弁護士 望月健司

弁護士 鹿島啓一

弁護士 能勢顯男

弁護士 胡田敢

弁護士 前川哲明

弁護士 竹森雅泰

弁護士 松岡幸輝

目次

1 「非常用ディーゼル発電機について」に対する反論	- 3 -
(1) 吸気フィルタの影響評価は念のためのものにすぎないとの主張は虚偽 であること	- 3 -
(2) 原子力規制委員会の考え方に反すること	- 4 -
(3) 外部電源が複数回線存在するとの主張について	- 4 -
(4) 高圧送電線の碍子は火山灰の付着しにくい構造となっており，過去に供 給支障や設備被害は生じていないとの点について	- 5 -
(5) 空冷式非常用発電装置について.....	- 8 -
(6) 他号機の外部電源や非常用ディーゼル発電機を流用できるとの点につ いて	- 9 -
(7) 小括	- 9 -
2 「原子力規制委員会及び原子力規制庁の指示と債務者の対応について」に 対する反論	- 10 -
(1) セントヘレンズ火山噴火の際のデータが層厚5～9mmのヤキマ地区 におけるものであることを無視していること	- 10 -
(2) 富士宝永噴火のデータを考慮しないこと	- 11 -
(3) 閉塞までの時間が2時間だとすれば，交換時間1時間はほとんど余裕の ない数値であること	- 13 -
(4) 中央制御室の換気系統における配管腐食報道	- 15 -
(5) 「実際には吸気フィルタが閉塞するまでの時間にはさらに余裕がある」 との点は，規制委員会においても否定されている見解であること	- 16 -
(6) 小括	- 17 -

本準備書面は、平成28年12月22日付債務者準備書面（17）第3「降下火砕物の非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタへの影響評価に係る原子力規制委員会からの指示への対応について」に対し、必要な限度で反論することを目的とする（以下、同準備書面を、単に「準備書面（17）」という。）。

1 「非常用ディーゼル発電機について」に対する反論

(1) 吸気フィルタの影響評価は念のためのものにすぎないとの主張は虚偽であること

ア 債務者は、準備書面（17）において、全外部電源が機能喪失する可能性は極めて低く、しかも、仮に全外部電源が喪失して非常用ディーゼル発電機を運転することになったとしても、降下火砕物によって吸気フィルタが閉塞する前に吸気フィルタの交換及び清掃を行うことで、非常用ディーゼル発電機の運転を継続することが可能であるから、本件3号機の安全に影響を及ぼすことはなく、降下火砕物の吸気フィルタへの影響評価は、念のために行ったと主張する（同書面・48頁）。

イ しかし、この主張は全くの虚偽である。なんとなれば、債務者は、原子力規制庁に提出した平成28年11月25日付「発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価について」なる書面（乙279）において、明白に、「大規模な火山噴火が発生した場合には降灰の影響が広範囲に亘るため、降灰に伴い送電系統に支障が生じた場合を考慮する必要がある、原子力発電所の安全機能を維持するためにディーゼル発電機の役割は重要である」と述べている（乙279・2枚目「1. はじめに」）。

債務者は、裁判外においてこのように非常用ディーゼル発電機が原発の安全上重要な設備であることを自認しながら、本件仮処分においては、これと反する主張をしている。このような主張を、我が国においては、「二枚舌」という。極めて不誠実というほかない。

その余の主張を検討するまでもなく、この主張は容れられるべきではないが、念のため、以下、債務者が拠り所としている「全外部電源を喪失する可能性は極めて小さい」との主張について、反論しておく。

(2) 原子力規制委員会の考え方に反すること

まず、全外部電源が喪失する可能性は極めて小さいから非常用ディーゼル発電機への影響評価は念のためのものであるという主張は、原子力規制委員会の「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(乙259, 以下、括弧付の「考え方」という。)に反する。

すなわち、「考え方」の「§4 4-1 電源確保対策」によれば、外部電源系の耐震設計上の重要度がCクラスに分類されていることについて、Cクラスは「一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう」としたうえで、次のように述べる(乙259, 176頁3行目以下)。

「長大な電線路や経由する変電所全てについて高い信頼性を確保することは不可能であり、また、電力系統の運用の状況によりその信頼性が影響を受け、原子力発電所側からは管理できず、さらには発電所外の電線路等は発電用原子炉施設の設備ではないことから、事故発生時は、外部電源系による電力供給は期待すべきではない。」

(「考え方」 §4 4-1・176頁)

このように、事故発生時に、外部電源系による電力供給は期待すべきでないことは規制委も認めていることであり、全外部電源喪失の可能性は極めて小さいなどというのは、債務者だけの苦し紛れの強弁にすぎない。

むしろ、全外部電源喪失を想定して、降下火砕物による非常用ディーゼル発電機に対する影響評価を行うことは、「念のため」などというものではなく、安全上きわめて重要なものというべきである。

(3) 外部電源が複数回線存在するとの主張について

債務者は、非常用ディーゼル発電機を使用する状況になる可能性が極めて小

さい、とする実質的な根拠として、外部電源が3ルート6回線あることを挙げる。

しかし、これも苦し紛れの言い逃れというほかない。

改めて言うまでもなく、債権者らが問題としているのは、降下火砕物による影響である。火山灰が広範囲にわたって降り積もるものであることは、専門家でなくとも一般経験則上明らかであり、降下火砕物が原発施設に相当程度の層厚（例えば債務者が最大層厚と考えている15cm）で降り積もる、という状況下においては、1回線については火山灰が付着するけれども他の回線には付着しないということはあるに得ず、全ての回線に同様に火山灰が付着することは当然の理である。

そして、火山灰、特に湿った火山灰が外部電源の碍子等に付着すれば、容易に地絡¹、閃絡²ないしショートして機能喪失することは、気象庁が作成した『降灰の影響及び対策』（甲A353）にも記載されているところであり、あるいは、水分を含んだ火山灰の重みによって送電線が切断する可能性もあるのであるから、回線の本数にかかわらず、全外部電源を喪失する可能性は相当程度存在するといわなければならない。

(4) 高圧送電線の碍子は火山灰の付着しにくい構造となっており、過去に供給支障や設備被害は生じていないとの点について

ア 次に、債務者は、一般に高圧送電線の碍子は火山灰の付着しにくい構造となっており、過去に大きな被害がないことを根拠として、全外部電源が喪失する可能性は極めて小さいと主張する。

イ 債務者がこの主張の根拠の1つとしているのは、2010年5月に出された電力中央研究所『降下火山灰の体系的リスク評価に向けて - 留意点と課題-』（乙271）のようである。しかし、当該報告は、「降雨などで火山灰が湿る

¹ 事故などによって、装置などに大地との電氣的接続（アース）が生じること。

² 空気が絶縁破壊して火花あるいはアーク（電弧）でつながること。

と（碍子に）付着しやすくなる上、粒子に硫化物が付着している場合には、硫酸イオンを含む水が溶け出し導電性を生じる。すなわち、湿った火山灰が碍子に付着すると、せん絡が発生しやすい。」と、基本的には火山灰の付着によって機能喪失が生じやすいことを指摘している。そのうえで、「高圧の送電設備では、碍子の形状効果が更に明確になり、低圧の配電設備と比べせん絡が発生しにくいとされる」としているにすぎないのであり、地絡・閃絡が極めて発生しにくい、原発の安全上無視し得るほど低確率であることを示す証拠にはならない。

福島第一原発事故は、危険性が指摘されていた事象（この場合には地震及び津波）について、安易に、意図的に「想定外」としたことによって発生したものであった。全外部電源が機能喪失する可能性は極めて小さい、という債務者の主張は、まさに、火山灰による全外部電源喪失という事態を、安易に、意図的に「想定外」としているものにほかならない。

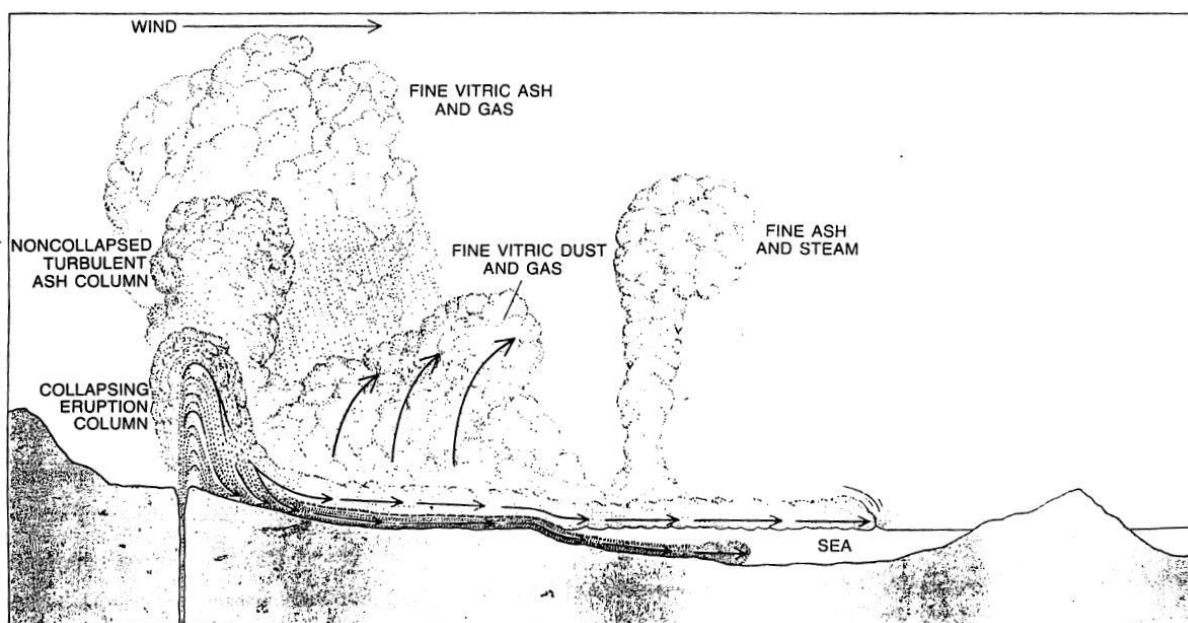
ウ 債務者のいう過去の事例については、平成26年4月に電気事業連合会及び電源開発株式会社が公表した『電気設備の耐性評価および復旧迅速化対策の検討結果（一部）について』（乙272）を根拠としているようであるが、これは昭和50年代以降のわずか4つの事例を示しているにすぎず（乙272・スライド番号99）、しかも、これらの事例における噴火はいずれも非常に小規模で、本件原発敷地付近に15cmの降灰が生じるような噴火、あるいは、九重山における九重第一軽石噴火（噴出物量5k³m³、VEI5）という規模の噴火と単純に比較することは到底できないのであって、これらの事例のみをもって、およそ高圧送電線については地絡や閃絡が生じないと結論付けることはできない。

また、ここで挙げられた4つの中でも、平成元年から2年にかけての阿蘇山噴火の事例については、「霧雨の影響で水分を多量に含んだ降灰が66kV送電線の碍子に付着し、鉄塔1基のみ絶縁性能の低下により供給支障事故が

断続的に発生。ただし、2分以内に再送電しており、長期間には至らず」と、66kVの事例ではあるが、供給支障事故が発生した事例が挙げられているのであり、このことから、全外部電源喪失の可能性が極めて小さいなどということとはできない。

エ さらに、債務者は、2003年11月の鈴木勉『1980年セント・ヘレンズ火山噴火の降灰による社会的影響』(乙273)を挙げて、セントヘレンズ火山噴火の際の、エレンズバーグやリッツビル等の地域において、送配電設備に大きな被害はなかったと主張する。

しかし、この資料においても、当然に碍子に火山灰が付着することを前提として、「碍子を確認する」「弱い雨が降ると灰を流し去らず閃絡やショートを起こす可能性がある」とされているのである(乙273・スライド番号30)。



なお、本件原発では、阿蘇4噴火や九重第一軽石噴火クラスの巨大噴火が起これば、火砕流が海に到達する可能性が生じる。そして、海に到達した火砕流は、海水と反応して上図のような「FINE ASH AND STEAM」(細かな灰と蒸気)を生じる。これは、要は水分を含んだ火山灰であり、これらが碍

子に付着すれば降水がなくてもショートや閃絡が生じる可能性が高い。

オ 万が一の事故時に、不可逆・甚大性、広範囲性、長期・継続性及び全体性という極めて特殊な被害をもたらす原発という危険施設の安全性判断に当たっては、過去の極めて限られた事例において、たまたま被害が発生していないという程度の事実をもって、安易にそのような可能性が極めて低いなどという評価を下してはならない。債務者が引用する文献においてすら、一般論として火山灰によるショート・閃絡の危険を指摘しているのであり、なにゆえこのような指摘を無視できるのか、債務者は何も論証できていない。

とりわけ、福島第一原発事故以後の原子力関連法規制の改正においては、福島事故のような深刻な事故を二度と起こさないようにするということが立法の趣旨となっていたのであり、わずかな事例だけを根拠として、具体的な実験や実証等すら行わないままに「全外部電源喪失が生じる可能性は極めて小さい」と結論することは、あり得ない。

(5) 空冷式非常用発電装置について

また、債務者は、空冷式非常用発電装置を備えていることを主張するが、空冷式非常用発電装置も、ディーゼル機関を用いて発電する装置である以上、非常用ディーゼル発電機における吸気口・フィルタ目詰まりの問題と同様の問題が生じ得る。非常用ディーゼル発電機がフィルタ目詰まりにより機能喪失している状況では、空冷式非常用発電装置も機能喪失している可能性が高い。

債務者が提出した乙273号証の報告からも、火山灰の影響がいかに関にディーゼル機関に深刻な影響を与えるかがうかがえる。例えば、火山灰の交通への影響に関して、次のような報告がされている。

「初期段階（降灰から48時間以内）での交通機関への影響は、積灰量とはほとんど無関係」とされ、「❖ 鉄道、インターシティ・バス、市内バス、一般道路、高速道路等の交通機関は、降灰初日は機能が全く停止した」「❖ 1.3mmしか灰が積もらなかったミズーラでも最初の数日間は、7.5cm以上積もつ

たリッツビルと同じように交通が麻痺した」「❖視界の低下、フィルターの目詰まり、電気のショートといった個々の被害も、すべての地域に共通して起きた」とされている（乙273・スライド番号20）。

これらを見れば、ディーゼル機関を用いる機器類については火山灰によってほとんど瞬時に機能を喪失するのであり、空冷式非常用発電装置だけは機能喪失しないというのは、根拠のないものというほかない。

(6) 他号機の外部電源や非常用ディーゼル発電機を流用できるとの点について

このほか、債務者は、他号機の外部電源や非常用ディーゼル発電機を流用できるとも主張しているが、これについても火山灰による被害の実態・性質を無視した机上の空論というほかない。

大量の火山灰によって本件原発の外部電源が機能喪失しているような事態において、他号機の外部電源だけは無事であるという合理的な根拠はない。本件原発の非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが目詰まりして機能喪失しているような事態において、他号機の非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタが目詰まりを起こさないという合理的な根拠もない。もちろん、電源について複数の回線を用意することは、安全性にとって有意義であることは否定しないが、だからといって、直ちに十分な安全性を有するということはできないのである。

(7) 小括

以上のとおり、債務者の主張は、規制委の「考え方」にも反するうえ、裁判外において自ら「原子力発電所の安全機能を維持するためにディーゼル発電機の役割は重要である」と述べていることとも明白に反している。もはや、詭弁にすらなっていない。また、実質的に見ても、火山灰の降下によって、全外部電源を喪失するという事態は十分に起こり得る事態であり、全く科学的合理性を欠く主張である。

このような原発推進側の安易な「想定外」が、福島第一原発事故でどのような事態を惹き起こしたのか、どれほど多くの国民の生活や自由を奪ったのか、

想起されたい。

債務者の主張を容れることは、絶対にあってはならない。

2 「原子力規制委員会及び原子力規制庁の指示と債務者の対応について」に対する反論

(1) セントヘレンズ火山噴火の際のデータが層厚5～9mmのヤキマ地区におけるものであることを無視していること

債務者は、平成28年10月31日の原子力規制委員会からの指示を受け、セントヘレンズ火山で得られた観測データを用いて施設に対する影響評価を行い、非常用ディーゼル発電機の運転を継続することが可能であることを確認したと主張する（準備書面（17）・49頁）。

確かに、セントヘレンズ火山の観測データそれ自体は、約 $33\text{ mg}/\text{m}^3$ であり、この数値を前提とすれば、債務者のいうように、フィルタ閉塞までの時間は約2時間となり、債務者がフィルタ交換に要する時間としている1時間で、計算上は交換が間に合うようにも思える。

この点についてはすでに平成28年10月31日付準備書面(11)の補充書3において詳述しており、債務者は、債権者らの主張に対して全く合理的な反論をできていないので、ここでは詳しくは繰り返さない。

ごく簡潔に問題点を指摘すれば、1つは、セントヘレンズ火山の観測データは、火山灰の層厚が5～9mmにすぎなかったヤキマ地区でのデータであるという点である。5～9mmの層厚で $33\text{ mg}/\text{m}^3$ だったのに、それよりも16～30倍近く多く積もることを想定している本件原発において、同じ $33\text{ mg}/\text{m}^3$ の濃度で収まるという合理的な理由は全くない。

これは明らかに原発の安全を判断するにあたっての看過し難い過誤・欠落である。

(2) 富士宝永噴火のデータを考慮しないこと

ア より問題なのは、富士宝永噴火に関する電中研報告の扱いについてである。

この報告について、昨年11月、規制庁から債務者を含む電気事業者に指示がされ、その回答が出されているが、以下、これらの点について述べる。

イ 第1に、規制庁は、各事業者に対し、①平成28年4月に電中研が公表した富士宝永噴火のシミュレーション結果に対して、どのような見解を持っているか回答するよう指示した。

これに対し、債務者は、電中研が公表した数値シミュレーションの手法は研究・開発段階のものであり、実測データとの検証を踏まえた計算結果でもないから、現段階で原子力発電所の安全評価において用いることはできない旨回答している。

これはまさに、福島第一原発事故を引き起こした安全神話、すなわち、確実に言えるものだけに目を向け、様々な危険の指摘を「確実なものではない」と無視して安全対策を向上させることを怠ってきた原発事業者による安全軽視の態度と通底している。福島第一原発事故によって、債務者は何も変わっていない。規制委・規制庁から指示されたことだけは仕方がないからやる、という姿勢の表れであり、安全のために最大限の努力をするという態度は微塵も感じられない。

また、債務者は、電中研報告について、実測データとの検証を踏まえていないことを指摘するが、電中研報告における富士宝永噴火のシミュレーションとセントヘレンズ火山噴火における実測データとは、かなり整合している。

すなわち、セントヘレンズ火山噴火の際のヤキマ地区における火山灰層厚は5～9mmであったのに対し、富士宝永噴火の際の横浜における火山灰層厚は16cmとされており、17～32倍となっている。一方、セントヘレンズ火山噴火の際のヤキマ地区における大気中濃度は33mg/m³であったのに対し、電中研のレポートでの横浜における大気中濃度は1000mg/

m³と、約30倍である。層厚の17～32倍という数値と大きな齟齬はない。

ウ 第2に、規制庁は、各事業者に対し、②電中研による研究成果を踏まえ、自らの発電所敷地において想定される最大の火山灰濃度はどの程度になると見積もっているか回答するよう指示した。

これに対し、債務者は、電中研の研究成果は、まだ評価に用いることはできないことから、現時点で既往観測記録として最大の火山灰濃度のデータであるセントヘレンズ火山の観測データを用いた評価を行うと、実質的に回答を回避している。

規制庁の指示は、あくまでも、電中研の研究成果を踏まえて最大の火山灰濃度を想定せよ、というものであるにもかかわらず、債務者は、電中研の研究成果を合理的根拠なく否定しているのである。電中研報告を踏まえれば、噴火口からの距離が横浜の約85kmに対して約110kmで、しかも層厚も横浜の16cmに対して15cmと近似している本件原発では、1000mg/m³かそれに近い値を想定しないわけにはいかない。

そうすれば、非常用ディーゼル発電機の吸気フィルタは、現在の想定である約2時間の30分の1となる4分程度で閉塞することとなるのであり、そうなれば、本件原発を稼働させることは不可能となる。債務者は、そのような回答をするわけにはいかないので電中研報告を「開発段階」と言わざるを得ないだけである。そこには科学的合理性は全く存在しない。

エ 第3に、規制庁は、各事業者に対し、③現時点での設備と運用の組み合わせにより、最大どの程度の火山灰濃度に対して対応が可能であると評価しているか、また、それ以上の火山灰濃度に対応するためには、どのような措置が考えられ、そのような措置を講じた場合にどの程度の火山灰濃度に対応が可能と考えられるか回答するよう指示した。

これに対して、債務者は、セントヘレンズ火山噴火時の観測データを用いた債務者の評価を前提として、セントヘレンズ火山の噴火における観測デー

タの少なくとも2倍程度の濃度までは対応可能であり、債務者の評価が保守的であることを考慮すれば、実際に対応可能な濃度にはさらに余裕があると考えられると回答した。

このうち、債務者の評価が保守的で、実際には余裕があるとの点については、規制委の委員の中からも強い批判が上がっており、不合理である。この点は、後記(4)において詳述する。

③に対する債務者の回答で重要な点は2つある。1つは、債務者は、どんなに多くとも、現時点ではセントヘレンズ火山の2倍程度の濃度までしか対応できないことを認めている点であり、もう1つは、規制委からの「それ以上の濃度に対応するためにどのような措置が考えられるか」という問いにほとんど具体的な回答をしていない、という点である。

つまり、債務者は、セントヘレンズ火山の2倍程度の濃度、すなわち $66 \text{ mg} / \text{m}^3$ が本件原発の安全確保における限界であり（実際にはそれよりも小さい値で限界が来ると考えるべきであるが、この点については後記(3)で述べる）、万が一にもそれ以上の火山灰濃度が本件原発に到来すれば、対策は不可能で、安全を保てなくなることを自認しているのである。

これに対し、電中研報告が指摘するのは、 $1000 \text{ mg} / \text{m}^3$ という、債務者のいう限界値の実に15倍もの数値である。いかに電中研の用いたシミュレーション手法が研究・開発段階のものであり、種々の過程を前提としたものであったとしても、これほど大幅に上回るという指摘を安易に無視することは考えられない。まして、前記イのとおり、電中研報告は、セントヘレンズ火山の実測データにも整合している。

(3) 閉塞までの時間が2時間だとすれば、交換時間1時間はほとんど余裕のない数値であること

次に、債務者は、フィルタ閉塞までの時間が2時間だとして、フィルタ交換に要する時間が1時間であり、十分余裕があると述べる。また、前述の規制委

からの問いに対しては、セントヘレンズ火山の2倍の濃度まで耐えられる、すなわち、フィルタ閉塞までの時間が1時間だとしても、フィルタ交換は1時間でできるので、安全上問題がない、と考えていることがうかがわれる。

しかし、これもあまりにも楽観的な主張である。

火山灰によって全外部電源が喪失する事態は、極めて高濃度の火山灰が大気中を浮遊し、敷地にも15cmにも及ぶ火山灰が降り積もっている状況である（実際には、これまで債権者らが主張してきたとおり、15cm以上の降灰が十分考えられるが、ここでは債務者の主張を前提とする）。

これまで主張してきたとおり、交通は機能せず、電気系統はショートし、非常用ディーゼル発電系だけでなく、サイトの複数の場所で同時に多数の問題が発生し、それらに対応を求められる。中央制御室の換気系統についても、フィルタが高性能でないため、10%程度の火山灰はフィルタによって補足しきれずに中央制御室内に侵入する可能性が高く、人体や各電子機器に重大な影響を及ぼす可能性もある。

夜間であれば、全く電気の供給されない暗闇の中で、しかも高濃度の火山灰により視界も悪い中で作業を強いられ、ヒューマン・エラーも発生しやすい。福島第一原発事故の際には、フィルタ交換以前に、非常用ディーゼル発電機への給油のし忘れという極めて初歩的な事態すら発生した。そのような状況下で、想定どおり1時間で必ず作業が完了する（何のエラーも生じない）と考えることは極めて危険である。債務者の主張を前提としたとしても、フィルタ目詰まりの余裕は、「1時間もある」のではなく、「たった1時間しかない」のである。

債務者は、このような火山灰が大量に降下する事態を具体的に想定した上で交換時間を試算しているというのであれば、具体的にどのような条件下における交換を前提としているのか、詳細な主張を行うべきであるし、中央制御室内に一定程度の火山灰が侵入しても安全機能が保たれることを主張・立証すべきである。それらがなされない限り、1時間という交換時間には信頼性がないと

いうほかない。

(4) 中央制御室の換気系統における配管腐食報道

平成29年1月14日、時事通信社は、日本全国の商用原発42基のうち、実に40基もの原発において中央制御室の空調換気配管の点検が十分に行われておらず、特に中国電力島根原発2号機の換気配管では腐食による穴が多数見つかっており、事故が起きた場合に機能を維持できないおそれがある旨を報じた(甲B412)。

記事によれば、島根原発2号機では、運転後、配管に巻かれた保温材を外して点検を行っていなかったが、昨年12月に初めて保温材を外して点検したところ、腐食や穴を発見したとのことであり、中国電力のホームページによれば、発見された腐食孔は、最大で100cm×30cmのものまでであった(甲B413, 甲B414)。そして、時事通信社の記事は、本件原発においても、保温材を外した点検は行われていないことを伝えている。

規制委は、島根原発2号機で見つかった腐食について、規制基準に抵触する可能性があるとも見ており、本件原発でも、それ自体が規制基準に抵触する欠陥が見つかる可能性も否定できない。

また、前記(4)のとおり、中央制御室の換気フィルタはさほど高性能のものではないことから、火山灰が一定程度フィルタを通過して中央制御室内に侵入すると考えられるが、本件原発にも腐食孔等が見つければ、その位置によってはさらに大量の火山灰が侵入するのではないかという疑問も浮かんでくる。

少なくとも、保温材をはがして配管の点検を行わない限り、中央制御室の安全性が保たれると評価することはできない。そして、中央制御室が万が一にも機能を失えば、施設内で同時多発的に発生する火山灰によるトラブルについて適切に対処することは不可能となり、冷やす機能、閉じ込める機能が維持できなくなって、大量の放射性物質が周辺環境に放出される事態に至る可能性がある。具体的危険の蓋然性も十分に認められる。

(5) 「実際には吸気フィルタが閉塞するまでの時間にはさらに余裕がある」との点は、規制委員会においても否定されている見解であること

債務者は、11月25日の回答において、「保守的な試算であることを考慮すれば、実際に対応可能な濃度にはさらに余裕があると考えている」と回答している（乙279・3枚目）。ここにいう「保守的な試算」の内容について、債務者は、①ディーゼル発電機の吸気が下方向からであること、②粒径にかかわらず大気中濃度のまますべての火山灰が吸気フィルタに吸い込まれると仮定していることを主な内容としているようである（乙279・3枚目）。

このうち、①の吸気口の向きが下方向であるとの点について、平成28年1月16日に行われた平成28年度原子力規制委員会第43回会議において、石渡明委員から、「ディーゼル発電機が下方向から吸気するために、構造上そういう火山灰を吸い込みにくいというようなことが書いてありますけれども、細かくなってくると、吸気口がどっちを向いていようが吸い込むのは同じだと思うのですね。ほとんど変わらないはずです」と指摘している（甲B411・20頁）。

また、石渡委員は、②の粒径の問題とも合わせて、「セントヘレンズ火山の噴火のデータというのは、これは噴火口から多分100キロ以上離れた、かなり離れた場所でのたしか値だったと思うのですね。ですから、そういうところでは相当粒が細かいわけですし、そういう点で中に自然科学的にちょっと矛盾するような部分もございます」とも指摘する（甲B411・20頁。なお、この意見に対して他の委員から反論等は見られない）。

要するに、セントヘレンズ火山の観測データは火口から約135km離れたヤキマ地区のものであり、そのような火口から離れた場所では、粒径の大きいものはほとんど降下しており、残っているのは比較的粒径の細かなものであること、そして、粒径が細かい火山灰は、吸気口の向きにほとんど影響を受けずに吸気され、フィルタに付着すると考えるべきであって、債務者のような主張

は自然科学的に「ちょっと矛盾する」と言わしめるほど不合理なのである。

このような主張は、規制委においても採用し難いものであり、債務者の試算が「保守的な試算」というのは明らかに誤りである。

(6) 小括

以上述べてきたとおり、債務者は、層厚の全く異なるヤキマ地区における生の観測データだけを合理的な理由もなくそのまま用いて大気中濃度を算出し、層厚が異なる以上はそれよりも濃度が大きくなるという債権者らの指摘を無視し、また、富士宝永噴火のシミュレーション結果である電中研報告も無視しようとしている。電中研報告はセントヘレンズ火山の実測データにも整合するものであるが、仮に、電中研報告が研究段階のものであったとしても、それは債務者の想定する約 $3.3 \text{ mg} / \text{m}^3$ (最大でも約 $6.6 \text{ mg} / \text{m}^3$) を $1.5 \sim 3.0$ 倍も上回るものであり、軽々に無視してよい数字ではない。真に原発の安全を考えるのであれば、それが誤ったシミュレーションであるという確実な結果が出ない限り、これを考慮した対策がなされるべきであり、それができないのであれば原発を稼働してはならないはずである（それが「万が一にも深刻な災害を起こさないようにする」ということにつながる）。

結局、債務者は、自らに都合の良い研究結果は「新知見」と称して取り入れ、福島第一原発事故の被害や教訓を矮小化する一方で、自らに都合の悪い研究結果は「信頼性に乏しい」「研究途上」などとして無視しているだけである。これが科学的な態度といえるだろうか。安全を重視する態度といえるだろうか。専門家の指摘を無視し、何がなんでも原発を稼働しようとする姿勢は、もはや暴挙としか映らない。そのような暴挙に、国民の生命や健康を、我が国の貴重な国土を巻き込むことは断じて許されない。

以上